

## 令和元年度墨田区議会定例会 2月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和元年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和2年度墨田区一般会計予算
- 3 令和2年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 4 令和2年度墨田区介護保険特別会計予算
- 5 令和2年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

### 〈条例〉

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区曳舟文化センター条例
- 6 墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区民住宅条例を廃止する条例
- 8 墨田区営住宅条例等の一部を改正する条例
- 9 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

### 〈その他〉

- 1 すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について
- 2 墨田区すみだ保育園の指定管理者の指定について
- 3 墨田区ひきふね保育園の指定管理者の指定について
- 4 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

## 令和元年度墨田区議会定例会 2月議会提出予定案件概要

### <条例>

#### 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

###### ア 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会の設置

墨田区人権啓発基本計画の改定を行うため、専門的な視点から調査及び検討を行う墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会を区長の附属機関として設置する。

###### イ 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会の廃止

墨田区子ども・子育て会議に機能を統合するため、次世代育成支援対策推進法に規定する次世代育成支援対策地域協議会としての機能を有する墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会を廃止する。

##### (2) 施行期日

本年4月1日

#### 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

毒物及び劇物取締法の一部改正（30.6.27 公布、2.4.1 一部施行）により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

本年4月1日

#### 3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別に定めることができることとする。

##### (2) 施行期日

本年4月1日

#### 4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

児童相談所が順次特別区に設置されること及び同所における業務の特殊性を踏まえ、同所の業務に従事する職員の人材を確保する観点から、当該職員に対して特殊勤務手当のうち福祉現業手当について、次のとおり支給する。

手当名	支給形態	支給額	対象業務
福祉現業手当 (一時保護業務)	日額	1, 470円	児童の一時保護の業務
福祉現業手当 (児童相談所業務)		490円	家庭訪問、指導、相談等の業務（一時保護業務を除く。）

##### (2) 施行期日

本年4月1日

5 墨田区曳舟文化センター条例

(1) 制定理由

区民が集い、交流し、自主的に文化芸術活動を行う場を提供するとともに、演劇、伝統芸能その他の様々な芸術鑑賞の機会を設けることにより、文化性豊かなまちづくりに寄与するため、曳舟文化センターを公の施設として設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

6 墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区子ども・子育て支援総合計画の推進体制を整備するため、墨田区子ども・子育て会議を次世代育成支援対策地域協議会の機能を併せ持った附属機関とするとともに、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

7 墨田区民住宅条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

区民住宅供給事業の終了に伴い、区民住宅の管理等に係る事務を廃止する。

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

8 墨田区営住宅条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

単身高齢者の増加、民法の一部改正（29.6.2公布、2.4.1一部施行）による債権関係の規定の見直し等に鑑み、墨田区営住宅条例、墨田区高齢者個室借上げ住宅条例、墨田区シルバーピア条例及び墨田区コミュニティ住宅条例について、入居手続の際に連帯保証人の確保を不要とする等のほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

9 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

隅田公園の再整備に伴い、イベント等による電気設備、音響設備等の付属設備の使用に対応するため、当該付属設備を使用する者から、使用料を徴収するよう定める。

(2) 施行期日

本年4月1日

10 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行（元.6.14 公布、元.12.14 一部施行）等を踏まえ、印鑑登録の資格について所要の改正をする。

(2) 施行期日

公布の日

〈その他〉

1 すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 すみだ北斎美術館

(2) 指定管理者 墨田区文化振興財団・丹青社共同企業体

(3) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 墨田区すみだ保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区すみだ保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区すみだ保育園

(2) 指定管理者 ミアヘルサ株式会社

(3) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 墨田区ひきふね保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区ひきふね保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区ひきふね保育園

(2) 指定管理者 社会福祉法人 愛理会

(3) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 4 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

##### (1) 変更理由及び内容

保険料の負担軽減対策として区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置が令和元年度をもって終了するため、令和2年度及び令和3年度についても引き続き同様の措置を講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議を行う。

##### (2) 施行期日

本年4月1日